

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年6月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500663号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600008号

第1 結論

昭和38年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年*月から昭和50年3月まで

私が20歳になった昭和38年頃に、私の母が、A市役所(現在は、B市役所)で私の国民年金の加入手続を行い、私の父名義のC農業協同組合(現在は、JA-D)の貯金口座から口座振替により、私と母の分の国民年金保険料を一緒に納付していた。昭和44年頃には、納付金額、納付月数はわからないが、私自身の分の保険料を一度だけ、集金に来たA市役所職員に自分で納付した記憶もある。

私が65歳のとき、A年金事務所で、年金記録を確認したところ、請求期間の納付記録はなく、A市の国民年金被保険者名簿を見せてもらったところ、資格取得の届出年月日欄に昭和50年12月24日との記載があったが、私も母も餅つきの準備などで忙しくてこの日にA市役所に行った記憶はない。20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、請求期間が未納とされていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が20歳になった頃に、請求者の母がA市役所で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者の父名義のC農業協同組合の貯金口座から口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、その証言を得ることができず、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の資格取得時期から、昭和51年1月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和38年*

月から昭和 48 年 9 月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、昭和 48 年 10 月から昭和 50 年 3 月までの期間は、過年度納付が可能な期間となるが、上記のとおり納付状況は不明であるほか、請求者自身も過年度納付した記憶はないとしている。

さらに、請求者は、昭和 44 年頃に、自身の分の国民年金保険料を一度だけ集金に来た A 市役所職員に、納付した記憶もあるとしているが、具体的な納付金額、納付月数について記憶しておらず、当時の納付状況は不明である。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500912号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600009号

第1 結論

昭和53年4月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から平成8年3月まで

私が大学を卒業した昭和53年4月頃、私の母がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行った。請求期間の国民年金保険料は、私の収入から、毎年年末に、母が私と母の二人分をA市役所の窓口で納付書に現金を添えて納付した。母は既に亡くなっており、保険料納付時に役所の窓口で受け取った領収書は、確定申告の際に税務署に提出しているため持っていないが、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学を卒業した昭和53年4月頃、A市役所において請求者の母が請求者の国民年金の加入手続きを行い、毎年年末に、請求者の母が請求者及び請求者の母の二人分の国民年金保険料を同市役所の窓口で納付したと主張しているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の母は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況は不明である。

また、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者は、平成9年4月3日に基礎年金番号を付番され、当該付番時点において、昭和53年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、当該付番前までは、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間となっている。

さらに、基礎年金番号付番時点で、請求期間のうち、昭和53年4月から平成7年2月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、平成7年3月から平成8年3月までの期間は過年度納付することが可能な期間となるが、請求者に係るA市の被保険者記録表によると、請求期間は未納と記録され、オンラインの記録と一致している上、同

市は市役所の窓口で過年度保険料を納付することは不可能である旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間の保険料は毎年年末に、請求者の母がA市役所の窓口で請求者及び請求者の母の二人分を納付したと主張しているが、請求者の母は、請求期間のうち昭和54年1月から昭和55年3月までの期間の保険料を納付しているものの現年度分として納付していないほか、60歳となった昭和60年3月からは、保険料を納付していない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500970号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社におけるB共済組合の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年10月1日から平成8年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、前後の標準報酬月額と比べて著しく低額(28万円)となっている。金融機関の取引明細証明書の給与振込額から報酬月額を算出したところ、請求期間の標準報酬月額は53万円となるので、本来の標準報酬月額に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、金融機関の取引明細証明書の給与振込額から報酬月額を自ら算出し、請求期間の標準報酬月額は53万円である旨主張しているところ、A社から提出された請求者に係る本給、勤続給、通勤費、夏手当、冬手当、年度末手当等が記載された「賃金表平成6年4月現在」、「賃金表平成7年4月現在」及び「賃金表平成8年4月現在」(以下「賃金表」という。)により、請求者の基本賃金(通勤費除く。)は、平成6年4月現在は、47万4,720円、平成7年4月現在は、51万910円、平成8年4月現在は、52万4,700円であることがそれぞれ確認でき、同社は、当該賃金表の基本賃金は該当する年度内において原則変更されないため、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は53万円相当であったと思われる旨陳述している。

また、A社は、請求期間当時、C健康保険組合(以下「健康保険組合」という。)の健康保険制度とB共済組合の年金制度に加入しており、健康保険組合から提出された平成7年度健康保険料調整保険料増減内訳書により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は53万円であることが確認できる。

しかしながら、B共済組合員であった期間の標準給与の月額は、D法律(平成*年*月*日法律第*号)の規定により、厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされるところ、B

共済組合から提出された請求者に係る標準報酬月額が記録されている「E（請求者の組合員加入記録）」及び同組合からの回答により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は28万円であることが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

また、前述の賃金表には、掛金の控除額について記載はなく、A社は、請求者の請求期間に係る掛金の控除額がわかる資料はないと回答している上、健康保険組合とB共済組合の標準報酬月額が相違していることについて、B共済組合に対し、請求者の請求期間に係る定時決定の届け出を誤り、標準報酬月額を28万円とする掛金を請求者の給与から控除していたと思われる旨陳述している。

さらに、平成8年度及び平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者の平成7年分の給与収入額及び社会保険料控除額並びに平成8年分の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できることから、健康保険組合の回答等による標準報酬月額（平成7年1月から同年9月までは50万円、同年10月から平成8年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは56万円）に基づく健康保険料、B共済組合の回答等による標準報酬月額（平成7年1月から同年9月までは50万円、同年10月から平成8年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは56万円）に基づく掛金並びに前述の賃金表に記載されている夏手当、冬手当及び年度末手当に基づく特別保険料をそれぞれ算出し、さらに各通知書の給与収入額に基づく雇用保険料をそれぞれ推計したところ、各年の社会保険料の合計額は、各通知書により確認できる社会保険料控除額とおおむね一致している。

加えて、前述の各通知書による給与収入額及び社会保険料控除額は、平成8年分の給与収入額は平成7年分より増額となっているが、平成8年分の社会保険料控除額は平成7年分より減額となっていることが確認できる。

以上のことから、請求者は、請求期間において、請求者の主張するB共済組合の標準報酬月額（53万円）に基づく掛金を事業主により控除されていたものと認めることはできない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間においてB共済組合員として、その主張する標準報酬月額に基づく掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。